

令和4年度 文教委員会資料⑩

【議案第101号】

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号							○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号								
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）								
1 体育館利用料							1 体育館利用料								
(1) 施設専用利用料							(1) 施設専用利用料								
種別			金額					種別			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日				午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ア マ チ 大 ユ 体 育 室 ポ ー ツ に	入 場 料 を 利 用 し な い 合 計	全 面 利 用	<u>9,160円</u>	<u>11,000円</u>	<u>12,420円</u>	<u>14,050円</u>	<u>41,750円</u>	ア マ チ 大 ユ 体 育 室 ポ ー ツ に	入 場 料 を 利 用 し な い 合 計	全 面 利 用	<u>9,000円</u>	<u>10,800円</u>	<u>12,200円</u>	<u>13,800円</u>	<u>41,000円</u>
		半 面 利 用	<u>4,580円</u>	<u>5,500円</u>	<u>6,210円</u>	<u>7,020円</u>	<u>20,870円</u>			半 面 利 用	<u>4,500円</u>	<u>5,400円</u>	<u>6,100円</u>	<u>6,900円</u>	<u>20,500円</u>
		全 面 利 用	<u>27,600円</u>	<u>33,300円</u>	<u>37,370円</u>	<u>42,260円</u>	<u>125,580円</u>			全 面 利 用	<u>27,100円</u>	<u>32,700円</u>	<u>36,700円</u>	<u>41,500円</u>	<u>123,300円</u>

改正後							改正前							
利用する場合	徴収する場合						利用する場合	徴収する場合						
その他	興行に利用する場合	<u>92,370円</u>	<u>111,420円</u>	<u>124,970円</u>	<u>141,260円</u>	<u>419,420円</u>	その他	興行に利用する場合	<u>90,700円</u>	<u>109,400円</u>	<u>122,700円</u>	<u>138,700円</u>	<u>411,800円</u>	
催物に利用する場合	見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	<u>36,870円</u>	<u>44,400円</u>	<u>49,800円</u>	<u>56,420円</u>	<u>167,640円</u>	催物に利用する場合	見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	<u>36,200円</u>	<u>43,600円</u>	<u>48,900円</u>	<u>55,400円</u>	<u>164,600円</u>	
場合	集会、式典その他に利用す	<u>18,430円</u>	<u>22,100円</u>	<u>24,850円</u>	<u>28,210円</u>	<u>83,720円</u>	場合	集会、式典その他に利用す	<u>18,100円</u>	<u>21,700円</u>	<u>24,400円</u>	<u>27,700円</u>	<u>82,200円</u>	

改正後						改正前							
	る場合						る場合						
練習場		5,700円	6,620円	7,430円	8,450円	25,360円	練習場		5,600円	6,500円	7,300円	8,300円	24,900円
武道室 1		1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円	武道室 1		1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
武道室 2		1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円	武道室 2		1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
研修室 1		1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円	研修室 1		1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
研修室 2		1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円	研修室 2		1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
選手控室 1		1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円	選手控室 1		1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	4,200円
選手控室 2		1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円	選手控室 2		1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	4,200円
役員室 1		400円	500円	610円	710円	2,130円	役員室 1		400円	500円	600円	700円	2,100円
役員室 2		400円	500円	610円	710円	2,130円	役員室 2		400円	500円	600円	700円	2,100円
弓道場	入場料を徴収しない場合	1回4時間まで 5,090円					1回4時間まで 5,000円						
	入場料を徴収する場合	1回4時間まで 30,550円					1回4時間まで 30,000円						
備考						備考							

改正後			改正前		
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時 30 分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後 1、午後 2 又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>（2）設備専用利用料</p>			<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。</p> <p>2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時 30 分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後 1、午後 2 又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>（2）設備専用利用料</p>		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,920円	舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,000円

改正後					改正前						
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位			1日	<u>2,030円</u>	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位			1日	<u>2,000円</u>
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位			1回	<u>5,090円</u>	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位			1回	<u>5,000円</u>
スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位			1回	<u>1,010円</u>	スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位			1回	<u>1,000円</u>
その他設備	1キロワットその他1単位			1回	<u>1,520円</u>	その他設備	1キロワットその他1単位			1回	<u>1,500円</u>
備考					備考						
1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。					1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。						
2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。					2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。						
(3) 冷暖房設備専用利用料					(3) 冷暖房設備専用利用料						
種別		単位		金額	種別		単位		金額		
冷暖房設備（大体育室）		1時間		<u>4,880円</u>	冷暖房設備（大体育室）		1時間		<u>4,800円</u>		
(4) 個人利用料					(4) 個人利用料						
種別		金額			種別		金額				
		午前	午後1	午後2			夜間	午前	午後1	午後2	夜間

改正後					改正前						
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 練習場 武道室1 武道室2 研修室1 研修室2	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）	150円	150円	150円	150円	大体育室 練習場 武道室1 武道室2 研修室1 研修室2	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）	150円	150円	150円	150円

改正後						改正前					
	18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円		18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円
弓道場	12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円				弓道場	12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円			
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円					18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円			
種別		基本料金		超過料金		種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円		超過時間30分までごとに 25円		トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円		超過時間30分までごとに 25円	
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円		超過時間30分までごとに 50円			18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円		超過時間30分までごとに 50円	

改正後					改正前						
2 ホール利用料					2 ホール利用料						
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料						
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分			9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホール	入場料を徴収しない場合	79,440円	120,490円	158,880円	322,870円	ホール	入場料を徴収しない場合	78,000円	118,300円	156,000円	317,000円
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	119,160円	180,680円	238,330円	484,300円		3,000円未満の入場料を徴収する場合	117,000円	177,400円	234,000円	475,500円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	158,880円	240,980円	317,770円	645,840円		3,000円以上の入場料を徴収する場合	156,000円	236,600円	312,000円	634,100円
楽屋 1		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円	楽屋 1		1,800円	2,700円	3,600円	7,200円
楽屋 2		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円	楽屋 2		1,800円	2,700円	3,600円	7,200円
楽屋 3		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	楽屋 3		1,300円	2,000円	2,700円	5,400円
楽屋 4		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	楽屋 4		1,300円	2,000円	2,700円	5,400円
楽屋 5		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	楽屋 5		1,300円	2,000円	2,700円	5,400円

改正後					改正前						
楽屋 6		<u>1,320円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>	楽屋 6		<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,700円</u>	<u>5,400円</u>
楽屋 7		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>	楽屋 7		<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,900円</u>
楽屋 8		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>	楽屋 8		<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,900円</u>
楽屋 9		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>	楽屋 9		<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,900円</u>
楽屋10		<u>710円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,520円</u>	<u>2,950円</u>	楽屋10		<u>700円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,900円</u>
楽屋控室		<u>1,520円</u>	<u>2,340円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,310円</u>	楽屋控室		<u>1,500円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,100円</u>	<u>6,200円</u>
リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	<u>8,040円</u>	<u>12,220円</u>	<u>16,090円</u>	<u>32,690円</u>	リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	<u>7,900円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,800円</u>	<u>32,100円</u>
	ホールの利用を伴わない場合	<u>16,090円</u>	<u>24,440円</u>	<u>32,180円</u>	<u>65,380円</u>		ホールの利用を伴わない場合	<u>15,800円</u>	<u>24,000円</u>	<u>31,600円</u>	<u>64,200円</u>
練習室 1		<u>1,930円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,640円</u>	<u>6,210円</u>	練習室 1		<u>1,900円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,600円</u>	<u>6,100円</u>
練習室 2		<u>1,420円</u>	<u>1,620円</u>	<u>1,930円</u>	<u>4,480円</u>	練習室 2		<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>4,400円</u>
備考					備考						
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額とする。						
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。						

改正後			改正前		
<p>ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の 45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p>			<p>ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の 45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p>		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
ピアノ	1台 1回	<u>15,270円</u>	ピアノ	1台 1回	<u>15,000円</u>
その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,370円</u>	その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,000円</u>
備考			備考		
<p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、規定利用料の3割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>			<p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、規定利用料の3割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>		

改正後					改正前				
る。									
3 会議室利用料					3 会議室利用料				
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分		9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
会議室 1	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室 1	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室 2	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室 2	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室 3	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室 3	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室 4	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室 4	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室 5	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室 5	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室 6	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室 6	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室 7	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室 7	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室 8	1,420円	1,620円	1,930円	4,970円	会議室 8	1,400円	1,600円	1,900円	4,900円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分会を越えて利用する場合の施設利					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分会を越えて利用する場合の施設利				

改正後		改正前	
<p>用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p>		<p>用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p>	
単位	金額	単位	金額
1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,090円	1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	5,000円
備考		備考	
<p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当</p>		<p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の</p>	

改正後	改正前
該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	中間時間の設備利用料は、無料とする。